

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」 開催要綱

1. 目 的

「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置要件（保育室が 4 階以上の場合）について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」とこととされ、また、同日閣議決定された「規制改革実施計画」においても、同様の記載がされている。

このため、雇用均等・児童家庭局保育課長が建築・消防に関する学識経験者等に参集を求め、保育所における屋外階段設置要件の見直しについて、検討を行うこととする。

2. 構 成

- （1）検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- （2）検討会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3. 検討事項

保育所における屋外階段設置要件の見直し

4. 運 営

- （1）検討会は公開とする。
- （2）検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局保育課長と協議の上、定める。